

議案第7号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和8年3月14日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

令和4年5月に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が公布され、教員免許更新制が発展的に解消されるとともに、校内研修等による教師同士の学び合いなどの重要性が指摘されたことに鑑み、主として授業研究に係る校内研修の活性化に向けた体制整備を図るため、県立学校に新たに研修主事を置くことができるよう所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 県立学校に研修主事を置くことができるように改める。
- (2) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教務主任等) 第26条 略</p> <p><u>第26条の2 教育委員会が必要と認める学校に、研修主事を置く。</u></p> <p><u>2 研修主事は、校長の監督を受け、授業研究に係る研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u></p> <p><u>3 研修主事は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</u></p> <p>(その他の主任等) 第29条 <u>第26条から前条までに規定するもののほか、</u>学校に、必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。 2 略</p>	<p>(教務主任等) 第26条 略</p> <p>(その他の主任等) 第29条 <u>前3条に規定するもののほか、</u>学校に、必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。 2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。